

交野市障がい者等通学移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の地域生活支援事業として、同法第4条第1項及び児童福祉法第4条第2項に規定する障害者及び障害児（以下「障がい者等」という。）のうち、一人での通学が困難なものに対し、通学のための必要な支援を行う事業（以下「事業」という。）を実施することにより、通学時における障がい者等の安全の確保を図るとともに、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、障がい者等を現に監護するものをいう。以下同じ。）の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、交野市とする。

2 福祉事務所長（以下「所長」という。）は、支給決定を除くこの事業の全部又は一部を適切な事業運営を行なうことができると認める団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の利用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に居住し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（幼稚園及び大学を除く。）又は同法第124条の専修学校（以下「学校等」という。）に在籍している障がい者等

(2) 一人での通学が困難で、保護者等の病気、就労その他やむを得ない理由により適切な通学の支援を受けることができない状況が1月以上継続する障がい者等

(支援の内容)

第4条 事業の実施による支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 障がい者等の通学における個別への移動支援

(2) 前号に掲げるもののほか、所長が必要と認める介助

(利用の申請及び決定等)

第5条 事業の利用を希望する対象者の保護者、または対象者が18歳以上の場合は対象者本人が、事業を利用しようとするときは、あらかじめ、地域生活支援事業支給申請書、通学状況意見書及びその他必要な添付書類を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定したときは、支給決定通知書または不支給決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、前項の申請をした者に通知しなければならない。

(受給者証の交付等)

第6条 所長は、前条第2項の規定により事業の支給決定をしたときは、当該申請書の提出をした者（以下「利用者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により交付された受給者証は、事業を利用する際に、提示しなければならない。

(支給決定の有効期間及び更新申請)

第8条 第5条第2項の規定による支給決定の有効期間は、決定を行なった日から起算して最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者が、有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日までの1か月以内に第5条に規定する申請を行なわなければならない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、利用者負担額として1時間までは180円、以後15分を増すごとに45円をサービス提供事業者(以下「事業者」という。)に支払うものとする。

(利用者負担額の減額又は免除)

第10条 所長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用者負担額を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用者負担額を全額免除する。
- (2) 利用者及びその属する世帯(障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は本人が属する住民基本台帳世帯の世帯員全員)の当該年度(4月から6月までの間の利用については、前年度とする。)の市町村民税が非課税である世帯にあつては、利用者負担額を全額免除する。
- (3) 利用者及びその属する世帯(障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は本人が属する住民基本台帳世帯の世帯員全員)の当該年度(4月から6月までの間の利用については、前年度とする。)の市町村民税が課税である世帯にあつては、1か月間の利用者負担額の上限額を4,000円とする。

(支給決定の変更及び廃止)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定変更(廃止)申請書により、速やかに、所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- (1) 第5条第1項の規定により提出した申請書の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 利用者の心身状況により大きな変化があったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、事業を利用することができなくなり、又は事業の利用を要しなくなったとき。

(支給決定の取消し)

第12条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 対象者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により事業の支給決定を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、所長が事業の利用に支障があると認めたとき。

2 所長は、前項に規定する支給決定の取消しを行うときは、取消決定通知書により当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

(委託料)

第13条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、次に掲げる費用から第9条または第10条に規定する利用者負担額を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

委託料の額は、次に掲げる額とする。

ア 1時間あたり1,800円とする。

イ 1回のサービス提供時間が1時間を越える場合には、1時間を超えたときから15分毎に450円を加算する。

ウ 午前0時から午前8時までの時間帯及び午後6時から午前0時までの時間帯のサービス提供については、別途、15分毎に112円を加算する。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、サービス提供内容の確認できる書類を添えて、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(様式)

第14条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。なお、第5条第1項に掲げる利用の申請については、平成26年7月1日から開始するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。